

13 環境省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特掲措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府県
1320010	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第53条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行われ、 ① 狩猟について必要な適性 ② 狩猟について必要な技能 ③ 狩猟について必要な知識	狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の所持許可を得るうえで銃刀法に基づき実施された技能検定において銃器の基本操作については既に技能を確認していることから、狩猟免許技能検定において重複するこの課題についてのみ免除し、受験者の負担を軽減する。 なお、水まで免除するのは試験(検定)の実施視点にかかわらず普通である基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、射撃姿勢、脱包)のみであり、実際の射撃での発砲を想定した試験項目(即体行動の場合の銃器の保持・受け渡し、休憩時の銃器の取扱等)については実施するものである。 提案理由: 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっている。そのため狩猟免許所持者、とりわけ第一種銃猟免許所持者を増加させる必要があることから再提案するものである。	捕獲の即戦力となり得る銃砲所持許可所持者に狩猟免許の取得を促すためには、銃砲の所持許可を得るうえで銃刀法に基づき実施された技能検定において銃器の基本操作については既に技能を確認していることから、狩猟免許技能検定において重複するこの課題についてのみ免除し、受験者の負担を軽減する。 なお、水まで免除するのは試験(検定)の実施視点にかかわらず普通である基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、射撃姿勢、脱包)のみであり、実際の射撃での発砲を想定した試験項目(即体行動の場合の銃器の保持・受け渡し、休憩時の銃器の取扱等)については実施するものである。 提案理由: 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっている。そのため狩猟免許所持者、とりわけ第一種銃猟免許所持者を増加させる必要があることから再提案するものである。	C	I	銃器を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現する上で、銃器の基本操作に関する事項である「銃銃の点検・分解結合、保持及び携行」を始めての一連の試験項目は狩猟免許を所持することに足る技術を有するものであるかを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であることから試験科目から除外することはできない。 出直し環境においては、常に「銃器のトラブルにより銃器の分解」、「銃撃の際の目撃まり等による銃の分解・弾の抜き取り・銃の結合」などの操作を行う必要がある。また、銃器の点検・分解結合・装填・脱包等の基本操作は、鳥獣保護法に基づいて野外で安全に銃撃をする際の、基本的で極めて重要な技術であり、鳥獣保護法の視点に立った検査項目であること、当該試験項目に要する時間や実施者の負担が多すぎると認められず、負担軽減にはならぬこと、このように基本的で重要な技術を除外することは適切ではない。 なお、以上のように試験項目の除外は認められないものの、環自然野第70323004号自然環境局野生生物部長室において法務的助言がなされている技能試験要領が現行制度においても都道府県の裁量において実施されていること、試験時間の短縮については、配点、具体的な試験手法の変更をするなどの柔軟な運用によって可能である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	銃砲所持許可者は銃刀法における技能検定において実施しており、基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、射撃姿勢、脱包)の能力は実証されている。銃撃に際して安全な取り扱いはの実現を目的とした法令に基づき実施する試験(検定)を2重に課する必要はないと考える。また本提案によって受験者自身の試験時間の短縮だけでなく、待ち時間も短縮されることから受験者の負担軽減に資するものである。なお、鳥獣保護法における技能試験が都道府県の裁量により実施されるとしても、試験項目が決まっている以上、試験手法の変更をしようがない負担の軽減にはならない。	1 0 3 0 7 0	兵庫県	兵庫県	環境省	
1320020	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受けず特定鳥獣を捕獲できるようにする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項 第20条	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るために必要であると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認められる区域を鳥獣保護区として指定することができる。	鳥獣保護区のうち、特定の鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害が発生している地域で、捕獲場所、射撃方法、射手の技能等の一定の要件を満たす場合に、夜間においても銃器を使用し、わだかま捕獲を可能とする。これにより、安全性を確保し、かつ効率的なシカの捕獲を進め、また平日でも捕獲隊員を確保することにより、農林業被害の減少を図る。	鳥獣保護区は、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣相の保護、希り鳥や希少動物の生息地の保護など、特に保護を図る必要があると認められる地域において指定しているものであり、鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、たとえ対象種類や猟法はともあれ、狩猟者の自主的な捕獲行為により、当該区域内に生息する様々な鳥獣の生息環境の攪乱に繋がっており、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を及ぼす恐れがあること、 また、現行制度においても、鳥獣保護区にかかる区域で農林水産業等の被害が出ている場合、鳥獣保護区における鳥獣の保護を図りつつ、当該鳥獣の適正な個体数調整の達成のために、区域、期間、方法等について、適切に調整をし、上許可を受け、有害鳥獣捕獲を行うことが可能となっているので、兵庫県においても適正に運用されたい。	C	I	鳥獣保護区は、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣相の保護、希り鳥や希少動物の生息地の保護など、特に保護を図る必要があると認められる地域において指定しているものであり、鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、たとえ対象種類や猟法はともあれ、狩猟者の自主的な捕獲行為により、当該区域内に生息する様々な鳥獣の生息環境の攪乱に繋がっており、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を及ぼす恐れがあること、 また、現行制度においても、鳥獣保護区にかかる区域で農林水産業等の被害が出ている場合、鳥獣保護区における鳥獣の保護を図りつつ、当該鳥獣の適正な個体数調整の達成のために、区域、期間、方法等について、適切に調整をし、上許可を受け、有害鳥獣捕獲を行うことが可能となっているので、兵庫県においても適正に運用されたい。	有害捕獲の場合も、提案による捕獲の場合も、対象鳥獣や猟法、期間、場所を限定して行うものであり、同じ法令のもと行う捕獲行為でありながら、提案の場合が一般狩猟者が行うという点にあり、鳥獣保護区指定の目的達成に支障を及ぼすとは考えられない。有害鳥獣捕獲だけでは農林業被害が防げないことから鳥獣保護区更新の同意が得られず、鳥獣保護区維持が出来る状況も生じている。本提案による捕獲行為が保護区指定の目的達成に支障を及ぼすに留まらず、現状のままでは保護区そのものが自ら消滅する(徐々に縮小)させるを得ない状況が生じていることもご理解いただきたい。	1 0 3 0 8 0	兵庫県	兵庫県	環境省		
1320030	有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日没前まで)銃による鳥獣の捕獲をできるようにする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第38条	日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)をしてはならないとされている。	シカによる農林業被害が甚しい地域において、捕獲場所、射撃方法、射手の技能等の一定の要件を満たす場合に、夜間においても銃器を使用した鳥獣の捕獲ができることとする。	日出前及び日没後は、狩猟の対象となる野生鳥獣をはっきりと判別することが困難であり、銃の使用により人間に危害を生ずるおそれもあることから、鳥獣保護法第38条において、銃を使用し、鳥獣を殺すことについては、夜間の捕獲は効率性が期待できないこと、安全性を確保する観点から困難であると考える。 提案理由: 本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが、今後、再生可能エネルギーの導入促進による自然公園区域の拡大により、自然公園区域における風力発電施設の設置は、自然公園区域の風力発電施設の設置を促進する。 提案理由: 本県においては、2010年度の温室効果ガス排出量を2000年度から6%削減することを目指して地球温暖化防止対策を推進しており、その対象のひととして、風力発電の出力を現在の4300kWから2010年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。 提案理由: 本県においては、2010年度の温室効果ガス排出量を2000年度から6%削減することを目指して地球温暖化防止対策を推進しており、その対象のひととして、風力発電の出力を現在の4300kWから2010年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。 提案理由: 本県においては、2010年度の温室効果ガス排出量を2000年度から6%削減することを目指して地球温暖化防止対策を推進しており、その対象のひととして、風力発電の出力を現在の4300kWから2010年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。	C	I	日出前及び日没後は、狩猟の対象となる野生鳥獣をはっきりと判別することが困難であり、銃の使用により人間に危害を生ずるおそれもあることから、鳥獣保護法第38条において、銃を使用し、鳥獣を殺すことについては、夜間の捕獲は効率性が期待できないこと、安全性を確保する観点から困難であると考える。 提案理由: 本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが、今後、再生可能エネルギーの導入促進による自然公園区域の拡大により、自然公園区域における風力発電施設の設置は、自然公園区域の風力発電施設の設置を促進する。 提案理由: 本県においては、2010年度の温室効果ガス排出量を2000年度から6%削減することを目指して地球温暖化防止対策を推進しており、その対象のひととして、風力発電の出力を現在の4300kWから2010年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。 提案理由: 本県においては、2010年度の温室効果ガス排出量を2000年度から6%削減することを目指して地球温暖化防止対策を推進しており、その対象のひととして、風力発電の出力を現在の4300kWから2010年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。	安全性を確保するため、①安全に射撃できる場所(獲物の背後に斜面を確保できる位置又は上から地面に向けて射撃できる位置)・時間中に対象動物を誘引すること、②予め設定した発砲位置から設定した射撃範囲への射撃であること、③指揮者が指示したタイミングで発砲すること、④射手は研修等を受けた登録した者の要件を満たす場合に許可を行うものであり、ご指摘の夜間については、射撃目標位置内に人がいれば、そもそもシカは近寄らないことから誤射はあり得ず、また投光器等による照明及び遠隔カメラを用いることにより射撃範囲の人や動物物の識別は十分可能である。	1 0 3 0 9 0	兵庫県	兵庫県	環境省		
1320040	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第20条第3項 及自然公園法施行規則第11条第11項	風力発電施設については、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方」に関する基本方針として「審査基準」に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は、自然公園法施行規則第11条第11項に「風力発電施設の形態、変圧装置の種類」として審査基準の明確化を図ったことである。	国立公園内での風力発電施設設置について、景や風景の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	本県では、2010年度の温室効果ガス排出量を2000年度から6%削減することを目指して地球温暖化防止対策を推進しており、その対象のひととして、風力発電の出力を現在の4300kWから2010年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。 提案理由: 本県においては、2010年度の温室効果ガス排出量を2000年度から6%削減することを目指して地球温暖化防止対策を推進しており、その対象のひととして、風力発電の出力を現在の4300kWから2010年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。 提案理由: 本県においては、2010年度の温室効果ガス排出量を2000年度から6%削減することを目指して地球温暖化防止対策を推進しており、その対象のひととして、風力発電の出力を現在の4300kWから2010年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。	C	Ⅲ	風力発電施設と風景景観との調和に対する当省の考えは、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方」に関する考え方のとおり、地球温暖化防止の観点も踏まえ、上であって、大規模な風力発電施設は安全・自然環境に大きな影響を及ぼす可能性があるため、安全確保を確保する必要があるとされ、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。 また、具体的な計画があれば、当省に相談されたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本年3月に示された「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(小沢大臣試案)では、2020年までに風力発電施設の導入量を現在の約10倍にすることを示されており、今後自然エネルギーへの転換が不可欠であること、 景観については、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方」に関する考え方に示されているように、地球温暖化防止対策のシミュレーションは、上から印象を与えるとの意見もあり、周辺の風致・景観と調和のとれが認められる場合は、風景景観に関する規制を除外すべきと考える。	1 0 3 0 0 0	兵庫県	兵庫県	環境省	
1320050	廃棄物処理施設(バイオマス交換施設)の設置				バイオマスの一種である下水汚泥を大量に扱う下水処理場内、同じくバイオマスの一種である食品廃棄物を比較的少量扱う施設を設置する場合であっても、廃棄物処理施設としての「建築基準法」第51条の条項が必要となる場合がある。『建築基準法』第51条の対象となる産業廃棄物処理施設に該当しないよう規制緩和を求める。	本市では、環境先進都市をめざす上で、バイオマスの利活用によるCO2の排出抑制や資源循環を推進する重要性に鑑み、既存の下水処理場の敷地等を活用し、バイオマス交換施設を設置し、大半が未利用となっている食品廃棄物や下水処理場で受け入れている下水汚泥を発電や熱供給に活用したいと考えている。 しかしながら、バイオマス交換施設の設置については、現在、廃棄物処理施設として「建築基準法」第51条の規定等に基づき手続きが必要となる場合があり、遅やかな施設設置の妨げとなっているのが現状である。 そこで、以下の3点について規制緩和を求めたいものである。 ・産業廃棄物に分類される食品廃棄物については、泥のみのものでも「動植物性残渣」とみなすことにより「汚泥」とみなさないこととする。これを実施する施設については「建築基準法」第51条の対象となる産業廃棄物処理施設とはならないようにする。 ・一般廃棄物に分類される食品廃棄物については、バイオマス交換施設に限り、「建築基準法」第51条の対象処理能力5t/日以上を緩和し、より大規模なバイオマス交換施設であっても手続きが簡素化されるようにする。 ・既存の下水処理場のように、既に大規模にバイオマスを扱っている施設において、下水汚泥以外のバイオマスを扱う施設を追加する場合、下水処理場として都市計画決定していることを勘案して、新たな都市計画を決定することなく、バイオマス交換施設を設置できるようにする。	C		一定規模以上のごみ処理施設、産業廃棄物処理施設等は、都市の中になくならない重要な供給施設であると同時に、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、都市における供給計画の面からも、また周辺地域の環境維持の面からも、都市内におけるこれらの施設の配置については都市計画上の観点から十分検討されるものでなくてはならない。そのため、建築基準法第51条において、その新築、増築にあたっては、都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きを求めているものである。 したがって、ご指摘の産業廃棄物や一般廃棄物に分類される一定規模以上の食品廃棄物を処理する施設の建設やバイオマスを扱う施設を増築する場合、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、設けられている規制についても、緩和・簡素化等を行うのは適当である。 また、下水処理場として都市計画決定を受けている区域についても、下水処理場以外の建築基準法第51条対象施設を設ける場合にあっては、都市計画に上り支障があるかどうかの観点から都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きが必要である。	1 0 5 7 0 6 0	大阪府	大阪府	国土交通省 環境省		
1320060	エコポイント宝くじの特化した特別立法の措置				第18次経済改革特区に神戸市長官邸が取得済みのエコポイント宝くじの特化した特別立法の措置	①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止めるCO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。 ②エコポイントの集約は経済活性化の活路となる。現代企業が急速に集約化する中において、ポイントもマイレージ部分については集約化が進んでいない。最大の理由は発注主体企業等がなるべく権利行使しない期限付きで集約する事に外ならない。現実の経済界においては新しい形態のイノベーションの実現こそ事業発展のキーポイントとも言われている。財源なき政府経済策においては、現在は又は将来において1000ポイント単位のクーポン、又はポイント上での決済等を通じて経済流通上にポイントを集約して活用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント・エコクーポン・住宅関連エコポイント等の合計は約9000億、専門業者の取扱いに約4倍の3兆6000億の経済波及効果ありと断られている。 ③現在政府が求めているものは、内需拡大の策である。現在実行中の予算の中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすく、新たな形勢の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを発行人様になつたと考えられる。いづれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感激・スリルがロマンで広がり、国民の中へファッション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。	C	I	エコポイント宝くじとして、環境配慮商品などを対象とすることで、地球温暖化防止や経済活性化という提案の目的に照らせば、環境配慮商品と自らを交換商品とすれば足りるのであり、いづれに於いても心を通わせるものを交換商品とするための特別立法に特段の必要性は認められないと考える。	エコポイント宝くじ	1 0 5 8 0 1 0	神戸市、神戸市、福井県、工芸所	福井県	経済省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省	